

施工管理証明工事の試行について

福岡県県土整備部において、施工管理に係る試行を下記のとおり行うこととしました。

【趣旨】

発注者が行っている監督業務の一部を受注者に委ねることにより、受注者の品質確保体制を強化し、品質確保能力を向上させるとともに、発注者の監督業務の効率化を図ることを目的として、施工管理証明工事の試行を行います。

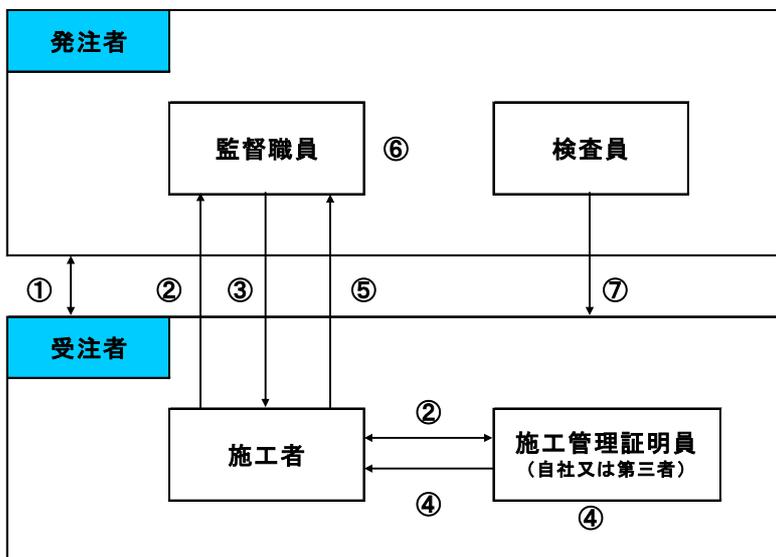
【対象となる工事】

平成25年4月1日以降に発注された工事のうち、特記仕様書に明記されている工事

【試行期間】

平成 25 年 4 月 1 日から当分の間

【内容】



- ①発注者は工事請負契約時に施工管理証明を特記仕様書に規定し、施工管理証明費用の計上。
- ②施工者は施工管理証明員（社内技術者又は受注者が契約した第三者）及び施工管理証明計画書の承諾願いを発注者（監督職員）に提出。
- ③発注者（監督職員）は施工管理証明員の資格審査及び施工管理証明計画書の確認を行い、承諾。
- ④施工管理証明員は現場臨場等により、施工管理等の確認を実施して施工管理証明資料を作成、作成した資料を施工者に報告。
- ⑤施工者は確認結果について、一定期間毎に発注者（監督職員）に施工管理証明資料を提出。
- ⑥発注者（監督職員）は施工管理証明資料を確認。
- ⑦発注者（検査員）は検査時に施工管理証明資料も合わせて検査。